

# 回 覧

平成 30 年 (2018 年) 11 月

関係自治会の皆様

大津土木事務所管理調整課

## 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果のお知らせ

日頃は、滋賀県の土木交通行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
さて、平成 28 年度より実施しておりました土砂災害防止法に基づく基礎調査(調査会社・(株)エイト日本技術開発)の結果がまとまりましたのでお知らせします。調査結果は、添付の資料をご確認願います。なお、調査結果につきましては、滋賀県砂防課 HP (<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/sabo/>) にてご確認いただけます。

なお、今回お知らせしました基礎調査結果については、今後、大津市への意見照会後に土砂災害警戒区域等に指定する予定をしています。

問い合わせ先 滋賀県大津土木事務所  
管理調整課

担当：北川、今江、中村

電話 077-524-2832

FAX 077-525-9352

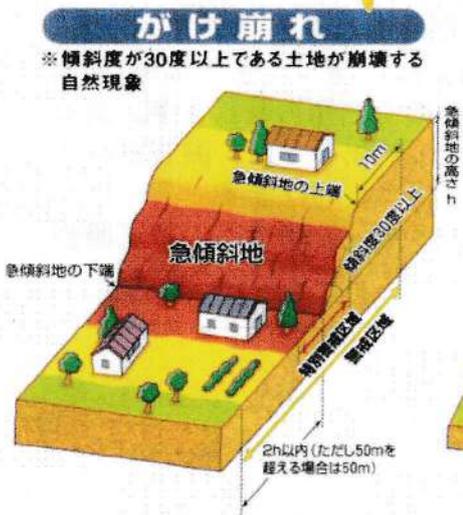
(平日 AM8:30~PM5:15)

## 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果のお知らせ

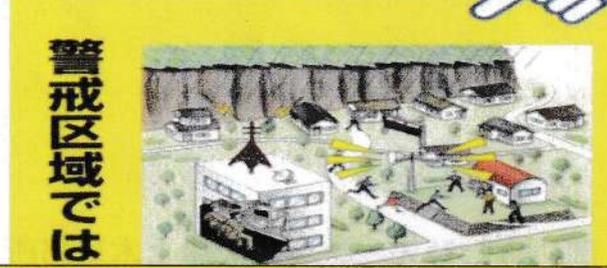
近年、集中豪雨の発生頻度が高まり、全国的に斜面の崩壊(がけ崩れ)や土石流など多くの土砂災害が報告されるようになってきています。

滋賀県では、「土砂災害防止法(平成12年法律第57号)」に基づき、地形調査等を実施し、**土砂災害警戒区域**および**土砂災害特別警戒区域**の指定を進めているところです。別紙地図に表示する場所について、区域指定(告示)する予定ですのでお知らせします。

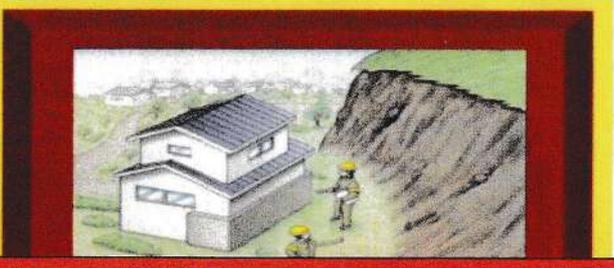
こんな場所が  
区域指定の  
対象となります。



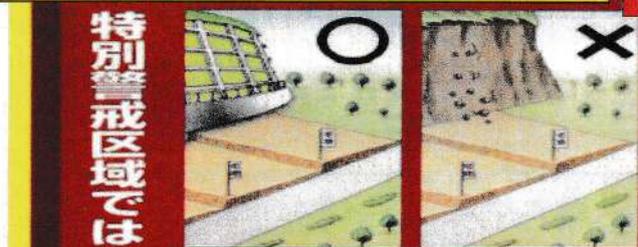
## 「土砂災害防止法」で区域に指定されると...



**警戒避難体制の整備**  
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。【市町】



**建築物の構造規制**  
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



**特定の開発行為に対する許可制**  
住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【県】



**建築物の移転勧告**  
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【県】

**土砂災害警戒区域**では、市町に対し、大雨等により土砂災害発生のおそれが高まった時の警戒避難体制の整備を図ることが義務づけられます。

- ・ 大津市の地域防災計画に位置付けられ、災害発生のおそれが生じた時における避難勧告等の確実な伝達が図られることとなります。
- ・ もし土砂災害が発生した場合に被害のおそれがある範囲を意味するもので、災害発生そのものの危険度を表すものではありません。
- ・ 区域内での新たな行為制限(規制)が生じることはありません。
- ・ 行政による対策工事が実施されることを意味するものではありません。
- ・ 宅地建物取引業者には、土地の売買に際して当該土地が土砂災害警戒区域に含まれることの説明が義務付けられます。

**土砂災害特別警戒区域**では、①特定開発行為の許可制、②居室を有する建物についての構造審査等が適用されます。(土砂災害警戒区域の内、通常(木造)の建物の耐力を上回る土石の力が想定される区域範囲が指定対象範囲です。)

- ① 特定開発行為とは、住宅宅地分譲、病院や一定の社会福祉施設等の要配慮者利用施設の建築を目的とした開発工事のことで、土砂災害防止法に基づく知事の許可が必要となります。
  - ② 居室を有する建物の新築・増改築に際し、建築基準法による建築確認制度において、想定される土石の力に対しての構造耐力(崖に面した壁の補強または塀の設置等が必要)が審査されます。ただし、居室を有しない倉庫・畜舎等については審査対象とはなりません。
- なお、急傾斜地(崖)に近接する建物については、「大津市建築基準条例」により、既にほぼ同様の審査が適用されています。

## 土砂災害警戒情報で早めの避難を！

◎**土砂災害警戒情報**とは、大雨警報が発表され、さらに土砂災害の発生する危険性が高まったときに、市町長が発令する避難勧告等の発令判断や自主避難の参考となるよう、市町単位で発表する新たな防災情報です。

◎**土砂災害警戒情報**はテレビ等で報道されるほか、滋賀県ではインターネット等による詳細情報提供をしています。

◎このような情報により土砂災害の危険性を感じられた場合は、周りの人と安全な場所に早めに避難しましょう。

①**インターネットによる情報配信** (<http://shiga-bousai.jp>)

②**携帯電話(モバイルサイト)による情報配信** (<http://shiga-bousai.jp/mobile>)

## 基礎調査結果の公表について

調査結果は、下記のホームページからご覧頂けます。

- ・ 告示前 <http://www.pref.shiga.lg.jp/h/sabo/index.html> (滋賀県砂防課)
- ・ 告示後 <http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index> (滋賀県防災ポータル)

なお、大津土木事務所管理調整課でも縦覧可能です。

問合せ先

滋賀県大津土木事務所 管理調整課 TEL 077-524-2832  
担当：北川・今江・中村

## 土砂災害警戒区域調査結果箇所一覧表(日吉台学区)

	区域番号	所在地 (急傾斜地の崩壊)	区域名称	備考
1	II-1429	千野三丁目・日吉台四丁目 297m <sup>2</sup>	千野.11	27
2	II-1430	日吉台三丁目 1210m <sup>2</sup>	日吉台06	49
3	I-1154	日吉台四丁目、千野三丁目 1825m <sup>2</sup>	日吉台04	57